

## 令和7年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 区 域	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町
(2) 年 間 総 給 水 量	75,487,001 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	205,687 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業務設備及び改良事業 事業費 263,888 千円
	北勢水道改良事業 事業費 2,961,543 千円
	中勢水道改良事業 事業費 3,938,207 千円
	南勢水道改良事業 事業費 2,010,850 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業収益	9,821,381 千円	
第1項	営業収益	8,902,058 千円	
第2項	営業外収益	919,323 千円	
	支	出	
第1款	水道事業費用	10,316,319 千円	
第1項	営業費用	10,103,106 千円	

第2項	営業外費用	211,213千円
第3項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,101,046千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額824,363千円及び過年度分損益勘定留保資金6,276,683千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第1款	資本的収入	3,265,020千円
第1項	企業債	900,000千円
第2項	補助金	1,172,466千円
第3項	出資金	1,183,402千円
第4項	負担金	9,152千円
		支 出
第1款	資本的支出	10,366,066千円
第1項	建設改良費	9,235,093千円
第2項	償還金	1,130,973千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気設備工事等に係る契約	令和7年度から令和9年度	2,339,683千円
送水管布設替工事等に係る契約	令和7年度から令和8年度	1,106,160千円
電気需給に係る契約	令和7年度から令和8年度	403,486千円
浸水土砂災害対策工事等に係る契約	令和7年度から令和8年度	187,000千円
調整池敷地造成工事等に係る契約	令和8年度	146,740千円
浄水場等設備点検工事に係る契約	令和8年度	47,300千円

企業庁ファイルサーバシステムに係る契約	令和8年度から令和12年度	9,720千円
行政事務用機器賃貸借に係る契約	令和8年度から令和12年度	1,431千円
ストレスチェック業務委託に係る契約	令和8年度から令和9年度	290千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 北勢水道改良事業	455,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 中勢水道改良事業	445,000千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 災害その他避けがたい事由により予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,032,554千円
(2) 交際費	44千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、57,257千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。